

三重県「再拡大阻止重点期間」

本県においては、令和4年1月以降、感染者が急増し、1月21日から2月13日までを期限とし「まん延防止等重点措置」が適用され、その後の感染状況もふまえ、3月6日まで期間が延長されました。

この間、県民の皆様、事業者の皆様が感染防止対策をしっかりと実施いただき、最大で1日1,000人を超えた新規感染者数も減少傾向にあります。また、病床使用率も一時60%に迫ったものの、50%を下回る状況となっています。

これは、県民の皆様、事業者の皆様のご理解とご協力、医療関係者をはじめ関係機関のご尽力の賜物であり、感謝を申し上げます。

しかし、感染状況は改善傾向にあるものの、これまでの波と比較すると依然として高い水準であることは間違いなく、最悪の事態は免れたものの、警戒を続ける必要があります。

こうした中、「三重県まん延防止等重点措置」は終了いたしますが、引き続き、警戒感を保ち、再び感染が拡大しないよう、今とるべき対策として

令和4年3月7日(月)から令和4年3月21日(月)まで

三重県「再拡大阻止重点期間」

として、改めて、県民の皆様、事業者の皆様へ感染防止対策の徹底をお願いいたします。

これからの時期は、卒業や転勤など人の移動が多くなる時期であるとともに、送別会など飲食の機会も増加します。こうした飲食の場面は感染リスクが高く、年末年始や成人式等の際には飲食の場で感染が多数発生しました。一方で、飲食の場面であってもしっかりと対策をとることでリスクを下げるのが可能です。飲食店への営業時間短縮要請は終了するものの、感染拡大を再び繰り返さないよう、マスク会食の徹底、会食は少人数・短時間とするなど感染防止対策の徹底をお願いします。

また、若い世代も含め感染者は依然として多数発生する一方、高齢の方は入院や重症化のリスクが高く、入院される方のほとんどが高齢の方となっています。仮に感染したとしても、入院や重症化を防ぐためには、3回目のワクチン接種が有効です。高齢の方をはじめ、社会全体で感染拡大を防止していくためにも接種対象となる方は積極的に3回目接種の機会を活用していただくようお願いいたします。

今後、感染が再拡大した場合には、県民の皆様の命を守るため、再び「まん延防止等重点措置」の要請を行うこととなります。県としても、ワクチン接種の促進をはじめ、感染拡大防止と社会経済活動の回復に向けた取組を行ってまいりますので、県民の皆様、事業者の皆様におかれましても、感染再拡大を防ぐため、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年 3月 4日

三重県知事 一見 勝之

1. 飲食の場面について

<県民の皆様へ>

- ・「マスク会食」、「黙食」の徹底をお願いします。
- ・同一グループの同一テーブルでの会食は4人以下で行っていただくようお願いいたします。（介助や介護などが必要な場合や同居家族を除く）
また、同一グループでテーブルを分ける場合でも、テーブル間の移動は避けていただくようお願いいたします。
- ・会食は短時間（2時間以内を目安）としていただくようお願いいたします。
- ・会食は、できるだけ同居家族やいつも一緒にいる人と行うようお願いいたします。
- ・感染防止対策に取り組む店舗等を三重県が認証する「みえ安心おもてなし施設認証制度『あんしん みえリア』」認証店の利用をお願いします。

<事業者の皆様へ>

- ・飲食店においては、同一グループ同一テーブルへの案内は4人以下としていただくようお願いいたします。（介助や介護などが必要な場合や同居家族を除く）
- ・飲食店においては、利用者に対し「マスク会食」、「黙食」の実践についてご案内いただくようお願いいたします。
- ・感染防止対策を徹底していただくとともに、「みえ安心おもてなし施設認証制度『あんしん みえリア』」への登録をお願いします。

3月に入り、卒業や異動などに伴い、送別会など懇親会を行うことが増える時期となります。

飲酒を伴う場合や大人数・長時間となる場合は、気が緩み、マスクを外す、大声となることにより感染リスクが高まります。

少人数、短時間で感染防止対策がしっかりと取られている店舗（「あんしん みえリア」認証店）をご利用いただき、マスク会食・黙食の実践など感染防止対策を徹底し、感染リスクを低減させたくうえで、会食を楽しんでいただくようお願いいたします。

飲食店の皆様には、感染防止対策の徹底をお願いするとともに、県民の皆様におかれましても、各店舗で実施される対策へのご協力をお願いいたします。

2. 高齢者の感染増加に伴う感染防止対策について

＜県民の皆様へ＞

- ・ 入院や重症化リスクの高い高齢の方の感染を防ぐため、高齢者ご本人をはじめ、ご家族や周囲の方も含め、新型コロナウイルスワクチン3回目接種の機会を積極的に活用していただくようお願いいたします。
- ・ 普段会わない高齢者や基礎疾患をお持ちの高齢者と会う際には、マスク着用など基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。

＜事業者の皆様へ＞

- ・ 高齢者施設においては、改めてマスク着用の徹底、体調不良の場合は出勤を控えていただくなどの対策の徹底をお願いします。

1月下旬以降、新規感染者のうち高齢者の割合が増加しており、高齢者施設でのクラスターも発生しています。また、新型コロナウイルスにより入院されている方の約8割が60代以上の方となっています。(3月3日現在)

高齢の方は基礎疾患があることも多く、感染により症状が重症化する可能性があります。ご本人のみならず、周囲の方も含め社会全体で感染拡大を防ぎ命を守るため、ワクチン接種機会の活用や、感染防止対策の徹底をお願いします。

3. 家庭内感染増加に伴う感染防止対策について

＜県民の皆様へ＞

- ・ 体調に少しでも異変がある場合は、外出を控え、家庭内でもマスクの着用や別室で過ごすといった対策をお願いします。併せて、早期にかかりつけ医等身近な医療機関に相談をお願いします。
- ・ 外出時には、「密」となる場所を避け、マスクの正しい着用、手指消毒・手洗いなど基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。

感染経路が推定できる事例のうち、半数以上が家庭内での感染となっています。

まずは、家庭内にウイルスを「持ち込まない」ことが重要です。外出する際は、混雑する場所や時間、密集・密接・密閉の一つでも当てはまるような場面を避け、基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。

また、家庭内で「広げない」ために、室内の換気などを行っていただくとともに、発熱をはじめ、咳などの軽いものであっても症状がある場合は、家庭内においても対策を行い、早期に身近な医療機関への相談をお願いします。

4. 移動について

＜県民の皆様へ＞

- ・ 県境を越える移動は、生活の維持に必要な場合等を除き、避けてください。特に「まん延防止等重点措置」が適用されている都道府県や感染が拡大している地域への移動については慎重に検討をお願いいたします。

【特措法¹第 24 条第 9 項に基づく協力要請】

＜県外の皆様へ＞

- ・ 生活の維持に必要な場合等を除き、三重県への移動を避けていただくようご協力をお願いします。

＜事業者の皆様へ＞

- ・ 県外への出張等については、業務上不可欠な場合を除き、オンライン会議等のツールの活用をお願いします。特に「まん延防止等重点措置」が適用されている都道府県や感染が拡大している地域への出張等については、人の移動を伴わず目的が達成できないか今一度ご検討をお願いします。

全国的に感染者数は減少傾向にあるものの、近隣府県においても依然として多数の感染者が発生しています。通勤や通学、通院など生活の維持に必要な場合や業務上不可欠な出張などを除き、県境を越える移動は避けてください。

特に引き続き「まん延防止等重点措置」が適用されている都道府県や感染が拡大している地域への移動については慎重に検討をお願いします。

¹ 新型インフルエンザ等対策特別措置法

5. 基本的な感染防止対策の徹底について

＜県民の皆様へ＞

- ・マスク（可能な限り不織布マスク）の正しい着用、手指消毒・手洗い、換気といった基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。
- ・密閉空間、密集場所、密接場面は感染リスクが高まりますので、1つでも当てはまる場面は避けてください。
- ・ワクチンの重症化予防効果は2回目接種後、時間の経過とともに低下します。しかしながら、3回目接種により効果が回復することが報告されていますので、接種機会の積極的な活用をお願いします。
- ・無症状でも感染の不安がある場合は、検査を受けていただくようお願いいたします。
【以上について、特措法第24条第9項に基づく協力要請】

＜事業者の皆様へ＞

- ・業種ごとに作成されている感染拡大予防ガイドラインを遵守し、感染防止対策を徹底してください。【特措法第24条第9項に基づく協力要請】
- ・食事や休憩、勤務後の懇親会など「居場所の切り替わり」の場面、寮における共同生活、休暇中など勤務時間外も含め感染防止対策について従業員の皆様に周知・徹底をお願いします。

感染者数は減少傾向にあるものの、再び感染が拡大することは十分に考えられます。マスク着用や手指消毒、換気などの基本的な感染防止対策をお一人お一人がしっかりと続けていただくことで、再拡大を防ぐことにつながります。引き続き、ご自身やご家族、周囲の人の命を守るため対策の徹底をお願いいたします。

6. 偏見や差別の根絶

- ・感染された方やそのご家族、仕事や通勤等やむを得ない事情で県外から来県される方、治療にあたっている医療従事者、外国から帰国された方、日本に居住する外国人の方などあらゆる人が偏見や差別にさらされることのないよう、偏見・差別につながる行為、人権侵害、誹謗中傷等は絶対に行わないでください。
- ・感覚過敏、発達障がい、皮膚や呼吸器の病気など、さまざまな事情によりマスクの着用が困難な場合もありますので、マスク等を着用していない方への偏見・差別につながる行為、人権侵害、誹謗中傷等は絶対に行わないでください。
- ・ワクチン接種は希望者の同意に基づき行われるものであり、職場や周りの方などに接種を強制することや、接種を受けていない人に対する誹謗中傷、偏見や差別につながる行為は絶対に行わないでください。

【新型コロナウイルス感染症にかかる相談窓口】

◆発熱等の症状がある方の相談窓口

- (1) まずは、かかりつけ医等の身近な医療機関に、電話でご相談ください。
- (2) 相談する医療機関に迷う場合は、受診・相談センターへご相談ください。

＜受診・相談センター＞

受診・相談センターでも受診できる医療機関を紹介しています。

9時から21時まで(土曜日・日曜日・祝日を含む)

桑名保健所	松阪保健所	尾鷲保健所
0594-24-3619	0598-50-0518	0597-23-3456
鈴鹿保健所	伊勢保健所	熊野保健所
059-392-5010	0596-27-5140	0597-89-6161
津保健所	伊賀保健所	四日市市保健所
059-223-5345	0595-24-8050	059-352-0594

21時から翌9時までは、

三重県救急医療情報センター(059-229-1199)にお問い合わせください。

※電話での相談が難しい場合は、メール(covidan@pref.mie.lg.jp)またはFAX(059-224-2558)でご相談ください。

◆新型コロナウイルスに関する一般的な相談

三重県医療保健部感染症対策課 059-224-2339(専用回線)
国(厚生労働省) フリーダイヤル 0120-565653

◆ワクチン接種に関する相談

- ・みえ新型コロナウイルスワクチン接種ホットライン

059-224-2825

※9時から21時まで(土曜日・日曜日・祝日を含む)

※電話での相談が難しい場合は、メール(vaccine@pref.mie.lg.jp)

またはFAX(059-224-2344)でご相談ください。

- ・夜間窓口

050-3185-7947 (AI音声技術による自動応答)

※21時から翌9時まで(土曜日・日曜日・祝日を含む)

- ・新型コロナウイルスワクチン副反応相談窓口

059-224-3326

※24時間対応(夜間、土曜日、日曜日、祝日を含む)

※対応言語(日本語、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語)